令和7年度

水道メーター購入仕様書

大阪広域水道企業団 柏原水道センター

目次

- 1. 適用範囲
- 2. 適用法令及び適用規格
- 3. 用語の定義
- 4. メーターの仕様
- (1) 構造・寸法
- (2) 材質
- (3) 表面処理の仕様及び表示
- (4) 塗装
- (5) 表示
- 5. メーター番号等の打刻
- 6. 発注個数及び納期
- 7. 納品
- (1)納品場所
- (2) パッキン等
- (3)メーター成績報告書
- 8. 納品検査
- (1) 検査場所
- (2) 検査内容
- 9. 異常メーター調査

1. 適用範囲

本仕様書は、柏原水道センター(以下「当センター」)が購入する水道メーター(以下「メーター」という。)に適用する。

2. 適用法令及び適用規格

納入者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法 規及び適用規格等による。

- ①計量法
- ②水道法施行令
- ③日本産業規格及びその引用規格(最新版を適用する。)
 - ・JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター 第1部:一般仕様)
 - ・JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター 第2部:取引又は証明用)

3. 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す本工業規格及びその引用規格による。

- ・JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様)
- ・JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用)
- ·JIS Z 8103(計測用語)

4. メーター仕様

(1) 構造·寸法

メーターの構造・寸法は次表による。

口径 40mm

		呼び方				計量特性		
口径	圣	メーターの種類	構造	種類	構造	\mathbf{Q}_3	Q ₃ /Q ₁ (R)	備考
40)	縦型軸流羽根車	複箱	直読	乾式又は湿式	16	100	統一型

(注) 構造について、乾式又は湿式いずれでも可。

また下取りについて、非統一型の鋳鉄製のメーターが下取りメーターとなる。

(2) 材質

- ① メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる 強度及び耐久性を有し、「2 適用法令及び適用規格」に規定する「給 水装置の構造及び素材の基準に関する省令」の浸出基準に適合するも のを使用する。
- ② 銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC406、または同等以上の強度、

耐久性、耐食性等を持つ材質表記「B」または「E」の鉛レス銅合金材料とする。

③ 乾式表示部は、水の透過によるガラス面の曇りが発生しにくい構造及 び材質とする。

(3) 表面処理の仕様及び表示

材質が JIS H 5120 CAC 406 のメーターは、内外面とも下表に掲げる鉛 浸出防止対策のいずれかの処理を行うこと。

表面処理工法	処理方法				
表面改質処理	材料表面の鉛を化学的に除去する表面改質				
表面塗装処理	材料表面の樹脂塗料による焼付コーティング				

(4) 塗装

メーターの塗装は、新設・取替等用については蓋のみ塗装。但し、無着色透明の酸化防止処理をすること。日本水道メーター工業会の下記指定色とする。

新設·取替等用 (蓋のみ) = JWMMOO-A03(色相=PB)

(5)表示

メーターには、ケース、目盛板、銘板、又はふたに、次に掲げる項目を明瞭 に、かつ、消滅しないように表示する。

- ① JIS B 8570-2 で規定されているもの
 - 計量単位
 - ·Q₃の値
 - ・ Q_3/Q_1 (R) の値
 - ・製造事業者名又は登録商標又は届出記号
 - ・製造年(型式承認表示を付した年で代用可)
 - 製造番号
 - ・流れの方向(メーター本体の両側)
 - $\cdot Q_2/Q_1$ の値(Q_2/Q_1 の値が 1.6 でない場合表示する)
 - ・最大許容使用圧力値(1 MPa を超える場合)
 - 取付姿勢
 - ・水温等級(T30でない場合)
- ② 当センターが指定するもの(原則として目盛板に表示)
 - 型式承認番号
- ③ 当センターが指定するもの(外ケース)
 - 鋳造年
 - 材質記号
 - 口径

5. メーター番号等の打刻

- (1) 修理品 メーター番号: 57-7538 ~ 57-7552
- (2) バーター品 メーター番号:82-8111 ~ 82-8130

メーターのふた及び上ケースの表面には、「柏」の文字と別途指定するメーター番号を誤読又は難読のおそれがないように鮮明に打刻し、ふたの裏面に 検定有効期限を容易に消えない方法により明記すること。

- 6. 発注個数及び納期
- (1) 修理品
- ① 発注個数 15個
- ② 納期 令和7年10月17日(金)まで
- (2) バーター品
- ① 発注個数 20個
- ② 納期 令和7年10月17日(金)まで

7. 納品

(1)納品場所

メーターは、玉手浄水場水質検査室棟(住所地:大阪府柏原市玉手町17番1号)に納品をすること。

- (2) パッキン等
 - ・パッキン付とし、箱または袋にまとめて梱包し、枚数を明記すること。
- (3)メーター成績報告書

メーター成績報告書及びメーター器差表、またメーター修理にあたっては、 表面処理を行った旨の証明書を A4 用紙または電子メールで提出すること。

- 8. 納品検査
- (1) 検査場所

納品検査は原則として納品場所で行う。

- (2) 検査内容次の検査を行う。
- ① 納品数量、メーター番号の確認
- ② 基準適合証印又は検定証印の確認
- ③ 外観・形状検査

9. 異常メーター調査

納品された新品及び修理メーターが検定満期以前に異常(早動、遅動、不動等)となった場合は、当センターの指示により原因についての調査を行うこと。